

[事案 26-121] 契約無効請求

・平成 27 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に、募集人に説明不足があったことを理由に、契約を無効として既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 10 月および平成 10 年 10 月に加入した合計 2 件の学資保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、最終的に払込保険料以上の満期時受取額が受け取れ、契約期間中の保障と貯蓄を兼ね備えた商品であるとの説明を受けた。
- (2) また、配当金額が増減し、満期時受取額が払込保険料を下回るというような、リスクに関する話はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 配当金額が増減することや、満期時受取額が払込保険料を下回るケースがあることは、設計書に明記されている。
- (2) 上記の点について錯誤に陥ったとすれば、申立人には錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、満期時受取額が払込保険料を下回らない契約内容であると錯誤（民法 95 条）したことを理由に、契約を無効として既払込保険料の返還を求めているものと判断する。

2. 以下の理由から、申立人が錯誤に陥っていたとは認められない。

- (1) 申立人は事情聴取において、募集人から、勤め先で 2~3 回、本契約の説明を受け、少なくとも 1 回は設計書を使用しての説明であったと述べている。
- (2) 申立人が募集人から説明を受けた設計書には「満期時受取額」の内訳として、「満期祝金」「満期時積立配当金」「特別配当金」「すえ置き額」が記載されているが、満期祝金を除いて「約」が付された数字であり、満期時受取額が確定しているものではないことが分かる。
- (3) また、申立人は満期時受取額が払込保険料総額よりも上回るとの説明を受けた記憶はないと述べている。
- (4) 設計書の満期時受取額の表の下に、「配当金は変動（増減）し、決算実績によっては 0 円となる年度もある」との記載がある。
- (5) 設計書に複数例示されている「満期時受取額」の表の中には、満期時受取額が払込保険料総額よりも少なくなる例も含まれている。

3. 仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、上記の設計書による説明を受けた申立人には、

錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、契約の無効は認められない。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。